

議案第75号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間</p>	<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間</p>

についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人の	略	
県民税	イ 法第53条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ 法第53条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	略

についての割合は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人の	略	
県民税	イ 法第53条第1項、第2項、第4項、 <u>第5項</u> 又は <u>第24項</u> の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
	ウ 法第53条第1項、第2項、第4項、 <u>第5項</u> 又は <u>第24項</u> の申告書でその提出期限後に提出したものに	略

	エ 法第53条第22項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第23項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	略	
略		
(3) 法人の事業税	略	
	イ 法第72条の25第11	略

	係る税額	
	エ 法第53条第27項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第28項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	略	
略		
(3) 法人の事業税	略	
	イ 法第72条の25第11	略

項、第72条の26第4
項又は第72条の28第
2項、第72条の29第
2項若しくは第4項
において準用する法
第72条の25第11項の
申告書でその提出期
限までに提出したも
のに係る税額

略

略

2～5 略

(個人の県民税の申告等)

項、第72条の26第4
項又は第72条の28第
2項、第72条の29第
2項、第72条の30第
2項若しくは第72条
の31第2項において
準用する法第72条の
25第11項の申告書で
その提出期限までに
提出したものに係る
税額

略

略

2～5 略

(個人の県民税の申告等)

第33条 第21条第1項の表(1)に掲げる者のうち法第317条の2第1項から第4項まで、法第317条の3の2及び法第317条の3の3の規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の2、法第45条の3の2及び法第45条の3の3の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条 第21条第1項の表(1)に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(法

第33条 第21条第1項の表(1)に掲げる者のうち法第317条の2第1項から第4項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条 第21条第1項の表(1)に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(法

第45条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。)のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書に記載されたものとみなす。

3 略

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成22年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成22年4月10日までに行うものとする。

(1) <u>平成22年度</u> の	<u>平成22年度</u> における納税義務者の見込数
徴収取扱費の特例	に300円を乗じて得られる金額
分に係る報告	

第45条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。)のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条の申告書に記載されたものとみなす。

3 略

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成21年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成21年4月10日までに行うものとする。

(1) <u>平成21年度</u> の	<u>平成21年度</u> における納税義務者の見込数
徴収取扱費の特例	に300円を乗じて得られる金額
分に係る報告	

(2) <u>平成22年度</u> の 前期に係る報告	<u>平成22年度</u> における納税義務者数に 3,000円を乗じて得られる金額の100分の 60に相当する金額
(3) <u>平成22年度</u> の 後期に係る報告	<u>平成22年度</u> における法第47条第1項第1 号の金額から(1)及び(2)に係る金額の 合算額を控除した金額

(2) <u>平成21年度</u> の 前期に係る報告	<u>平成21年度</u> における納税義務者数に 3,000円を乗じて得られる金額の100分の 60に相当する金額
(3) <u>平成21年度</u> の 後期に係る報告	<u>平成21年度</u> における法第47条第1項第1 号の金額から(1)及び(2)に係る金額の 合算額を控除した金額

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分
に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) 平成19年4月1日から平成24 年3月31日までの間に終了する各 事業年度分の法人税割	略	
	イ 中小法人 等に対する 各事業年度	略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分
に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) 平成19年4月1日から平成24 年3月31日までの間 <u>(以下この表 において「特例期間」という。)</u> に終了する各事業年度分の法人税	略	
	イ 中小法人 等に対する 各事業年度	略

分の法人税
割

割並びに特例期間内における解散
(合併による解散を除く。)によ
る清算所得に対する法人税額に係
る法人税割(清算中の各事業年度
に係る法人税額及び残余財産の一
部分配により納付すべき法人税額
に係る法人税割を含む。以下この
表において「清算所得に係る法人
税割」という。)

分の法人税
割及び清算
所得に係る
法人税割

2～6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、
同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申
告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しな
ければならない。

2～6 略

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、
同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第
28項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって
納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額と

2 法第53条第1項、第4項、第5項、第24項及び第28項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額

する。

略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課税標準		
	(1) (2)に掲げる事業 以外の事業	外形標準課税 対象法人	略
外形標準課税 対象外法人		所得割	各事業年度の 所得
略			

を加算した額とする。

略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課税標準		
	(1) (2)に掲げる事業 以外の事業	外形標準課税 対象法人	略
外形標準課税 対象外法人		所得割	各事業年度の 所得及び清算 所得
略			

2 及び 3 略

4 第 1 項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第 5 項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)	外形標準課税対象	略	
に掲げる 事業以外	法人（受託法人 （法第72条の2の	各事業年度の所得の うち年800万円を超え	略

2 及び 3 略

4 第 1 項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得及び清算所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第 5 項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)	外形標準課税対象	略	
に掲げる 事業以外	法人（受託法人 （法第72条の2の	各事業年度の所得の うち年800万円を超え	略

の事業	2第3項に規定する金額	
	る受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	
	特別法人	略
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	略
	その他の法人	略
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	略
略		

の事業	2第3項に規定する金額及び清算所得	
	る受託法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。次項において同じ。)	
	特別法人	略
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	略
	その他の法人	略
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	略
略		

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得	略
特別法人	各事業年度の所得	略
その他の法人	各事業年度の所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定め

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
	各事業年度の所得及び清算所得	略
特別法人	各事業年度の所得及び清算所得	略
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定め

る税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	略
	略	
略		

- 5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
----	----

る税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	略
	略	
略		

- 5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
----	----

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	略
略	

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	略
略	

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）については、前条の規定にかかわらず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金

額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象 法人（受託法人を 除く。次項におい て同じ。）	略	
		各事業年度の所得の うち年800万円を超え る金額	略
	特別法人	略	
		各事業年度の所得の うち年400万円を超え る金額	略
	その他の法人	略	
		各事業年度の所得の うち年800万円を超え る金額	略

額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象 法人（受託法人を 除く。次項におい て同じ。）	略	
		各事業年度の所得の うち年800万円を超え る金額及び清算所得	略
	特別法人	略	
		各事業年度の所得の うち年400万円を超え る金額及び清算所得	略
	その他の法人	略	
		各事業年度の所得の うち年800万円を超え る金額及び清算所得	略

略

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
象法人	各事業年度の所得	略
特別法人	各事業年度の所得	略
その他の法人	各事業年度の所得	略

- 4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、

略

- 3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	略	
象法人	各事業年度の所得及び清算所得	略
特別法人	各事業年度の所得及び清算所得	略
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	略

- 4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、

それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	略
	略	
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表

それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	略
	略	
略		

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	略
略	

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(2) 法第72条の25第2項(同条第	略

の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	略
略	

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(2) 法第72条の25第2項(同条第	略

6項（法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は法第72条の25第4項（同条第7項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人

(3) 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人

略

6項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は法第72条の25第4項（同条第7項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人

(3) 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人

略

(4) 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項又は法第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人

略

略

(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人

当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内の期間

(7) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人

当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引

(4) 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人

略

略

(6) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人

当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日までの期間)

(7) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人

残余財産の分配又は引渡しの日の前日までの期間

渡しが行われるときは、
その行われる日の前日ま
での期間)

(8) 法第72条の31第1項の規定の
適用を受ける法人
残余財産の確定した日か
ら1月以内の期間（当該
期間内に残余財産の最後
の分配又は引渡しが行わ
れるときは、その行われ
る日の前日までの期間）

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又

は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項にお

は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度（清算所得については、その算定の期間）に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に

いて「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人(第62条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき)は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者が提出

規定する連結完全支配関係(第62条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人(第62条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき)は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者が提出

する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

- 4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の税率）

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

- 4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の税率）

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	
(9) 法第144条の6又は法附則第12条の2の7 第1項に規定する軽油の引取りを行った者が 他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場 合における当該譲渡に係る数量	略
(10) 法第144条の6又は法附則第12条の2の7 第1項に規定する軽油の引取りを行った者が これらの規定に規定する用途以外の用途に供 するため当該引取りに係る軽油を自ら消費す る場合におけるその消費量	略
略	

2及び3 略

(軽油引取税の納税義務者等)

第134条の23 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

略	
(9) 法第144条の6又は法附則第12条の2の4 第1項に規定する軽油の引取りを行った者が 他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場 合における当該譲渡に係る数量	略
(10) 法第144条の6又は法附則第12条の2の4 第1項に規定する軽油の引取りを行った者が これらの規定に規定する用途以外の用途に供 するため当該引取りに係る軽油を自ら消費す る場合におけるその消費量	略
略	

2及び3 略

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成22年4月1日以後に第134条の23第1項の表

(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入(次条において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合(次条において「特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合」という。)における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例)

第134条の26の2 前条の規定の適用がある場合において、租税

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成30年3月31日までに第134条の23第1項の表

(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(軽油引取税の申告納入)

第134条の32 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第144条の5若しくは法第144

(軽油引取税の申告納入)

第134条の32 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第144条の5若しくは法第144

条の6又は法附則第12条の2の7第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令で定めるところにより、法第144条の21第1項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する免税証（以下単に「免税証」という。）その他当該数量を証する書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

3 略

（軽油引取税に係る免税の手続）

条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、法第144条の5若しくは法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第144条の14第4項の総務省令で定めるところにより、法第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する免税証（以下単に「免税証」という。）その他当該数量を証する書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

3 略

（軽油引取税に係る免税の手続）

第134条の34 法第144条の6に規定する用途又は法附則第12条の

2の7第1項各号に掲げる用途（以下「免税用途」という。）

に供するため、法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1

項の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこ

ととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行お

うとする法第144条の6に規定する者又は法附則第12条の2の

7第1項各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）

は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出

して同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者

証」という。）の交付を受けておかなければならない。

2～8 略

第134条の35 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする

場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付

を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1

項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する

第134条の34 法第144条の6に規定する用途又は法附則第12条の

2の4第1項各号に掲げる用途（以下「免税用途」という。）

に供するため、法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1

項の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこ

ととされる軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りを行お

うとする法第144条の6に規定する者又は法附則第12条の2の

4第1項各号に掲げる者（以下「免税軽油使用者」という。）

は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出

して同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者

証」という。）の交付を受けておかなければならない。

2～8 略

第134条の35 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする

場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付

を受けている免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1

項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する

場合を含む。)の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2～8 略

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第134条の36 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に使用した場合において、法第144条の31第4項(法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第5項(法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければ

場合を含む。)の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2～8 略

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第134条の36 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に使用した場合において、法第144条の31第4項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第5項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければ

ならない。

(1)～(7) 略

2及び3 略

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 充電機能付電力併用自動車 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。

(5) エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。

(6) 基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項第4

ならない。

(1)～(7) 略

2及び3 略

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 電気自動車等 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等をいう。

(4) 略

(5) エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率をいう。

(6) 基準エネルギー消費効率 法附則第12条の3第3項に規

号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。

(7) 平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項第4号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに

定する基準エネルギー消費効率をいう。

(7) 平成17年窒素酸化物排出許容限度 法附則第12条の3第3項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度をいう。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに

係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

係る平成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成13年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成11年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車、天然ガス自動車、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

2 前項の旧登録自動車とは、平成11年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成9年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

3 第1項の平成19年環境重視型低燃費自動車とは、電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分

の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるものをいう。

4 第1項の平成19年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成19年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

3 第1項の平成23年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定

により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして
定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その
他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガ
ス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号
イの総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において
「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、か
つ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に
定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イ
の総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、
道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降
に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるも
の（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量
車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量
が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の

10分の9を超えないもので同号口の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分

の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の

排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超え

ないもので法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定め

るもの

4 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平

成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物

の値の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項

第2号イの総務省令で定めるもの

5 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以

下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以

下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成

17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた

排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号イの総

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、
平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物
の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化
物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第4
項第2号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

5 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効
率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以

務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然
ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物
の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化
物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定
めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、
道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降
に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
で法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるも
の（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」
という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17
年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9
を超えないもので同号ロの総務省令で定めるもの

(3) 略

6 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効
率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以

上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第5項の総務省令で定めるものをいう。

上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第9条の改正規定、第40条の改正規定、第43条の改正規定、第53条の20の改正規定（「若しくは第4号」を削る部分を除く。）、第55条の改正規定、第58条の改正規定、第58条の2の改正規定、第60条の改正規定、第61条第2項の改正規定及び第3項の改正規定（「第12号の7の5」を「第12号の7の7」に改める部分を除く。）、第117条の改正規定並びに第118条の改正規定 平成22年10月1日

（2） 第33条の改正規定及び第34条の改正規定 平成23年1月1日

（個人の県民税に関する経過措置）

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第33条の規定（改正法第45条の3の2及び改正法第45条の3の3の規定に基づ

く県民税に関する申告書の部分に限る。)は、平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定(附則第1条第1号に掲げる改正規定に限る。)は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定(附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定(附則第1条第1号に掲げる改正規定に限る。)は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成22年10月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法(昭和25年法律第226号)第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第38条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合において県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円

(2) 新条例第118条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第6条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第12条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第38条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同

表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第120条及び第121条の規定を除く。）を適用する。

第9条第1項の表(6)	第120条第1項又は第3項	鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第号。以下「平成22年改正条例」という。）附則第6条第3項
第122条第1項	第120条第1項から第4項までの規定によって申告書	平成22年改正条例附則第6条第3項の規定によって申告書
	第120条第1項から第4項までの規定によって申告納付する	平成22年改正条例附則第6条第3項及び第5項の規定によって申告納付する
第122条第2項	第120条第1項から第4項まで	平成22年改正条例附則第6条第3項
第124条第2項	経過した日	経過した日（当該経過した日が平成23年3月31日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新法第74条の14の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額

に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第120条の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第6条第7項後段の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車取得税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第8条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第134条の23第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例の施行の際現に旧条例第134条の34第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第134条の34第1項の規定

により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

3 新条例の施行の際現にされている旧条例第134条の35第1項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第134条の35第1項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

4 新条例の施行の際現に旧条例第134条の35第4項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第134条の35第4項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

第9条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第10条 この条例の規定は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。